

西中国山地国定公園管理指針

1 管理の基本的方針

(1) 概要

西中国山地国定公園は、中国山地の島根・広島・山口の3県にまたがる「冠山山地」一帯の地域からなる山岳公園で、学術上貴重な自然林や動植物の生息・分布地域の保護及び阿佐山、天狗石山、雲月山、臥竜山、大佐山、恐羅漢山、十方山、五里山、冠山、寂地山、安蔵寺山等の優れた山岳景観の保護並びにこれらの山々の間に見られる三段峡、奥三段峡、匹見峡、細見谷、深谷峡、寂地峡等の美しい溪谷や餅ノ木、横川及び水梨等の断層谷の保護と適正な利用を図る。

ア 地形

本地域は、“冠山山地”と称される中国地方西寄りの脊梁山地にあり、東西方向から北東～南西方向に連なり、これに平行して断層のよく発達した特徴的な地形を形成し、その断層谷に沿って北東から南西方向に山塊が連なった細長く帯状の公園区域となっている。北東から南西にかけて阿佐山から、三段峡、匹見峡を経て冠山に続く山地で、それらの標高は1,000～1,300m程度で、一般的に山頂部が丸みを帯びた準平原的な山容を示しており、これらは高度1,000m内外の著しい定高性を示すとともに、多分に緩斜平坦面が残されている。また、北東から南西方向に直線状に並列している多くの断層谷群が認められる。

恐羅漢山は、牛小屋高原に対して残丘状の地形となって聳える急傾斜の山地であるが、緩斜面が階段状に分布している。

牛小屋高原は、谷筋の最上流域にありながら広い谷底をしており、下流部のV字谷とは著しく形態を異にしている。

臥竜山は、柔らかな感じの山塊であるが山頂には平坦面は見られず、斜面は滑らかで、ブナの自然林のある西側斜面は緩やかである。

深入山は、標高800mから上は急傾斜に聳える山塊で、35度をこす急斜面もあるが、山頂部はなだらかな高原状の地形である。

三段峡は、断層にほぼ直角に曲流する長さ16kmの峡谷であるが、この曲流は方向の異なった直線の組み合わせでできている。

イ 地質

西中国山地の地質は、北半分が流紋岩類で、南半分は殆ど花崗岩類であり、いずれも中生代白亜紀のものである。また、中央部の冠山付近には古生層が広く分布し、玄武岩の小丘がところどころに古生層・花崗岩の上についている。公園北部の阿佐山・天狗石山の山頂は花崗閃緑岩、その間の稜線部に流紋岩が分布し、雲月山周辺ではその他花崗岩、安山岩類が見られる。また、冠山などには頁岩、恐羅漢山・砥石郷山・聖山・深入山・臥竜山・掛頭山・阿佐山・十方山・五里山には流紋岩が、三段峡西部や八幡原等には花崗班岩が分布している。

(2) 指定状況

本公園の区域は、中国山地西部の冠山山地の阿佐山から安蔵寺山に至る脊梁山地と

三段峡, 匹見峡, 寂地峡及び深谷峡などの溪谷を含めた区域について設定する。指定されたのは, 昭和 44 年 1 月 10 日であり, その面積は 15,389ha (広島県内) である。

(3) 規制計画及び管理方針

公園区域の全域を特別地域とし, 特別保護地区, 第 1 種, 第 2 種及び第 3 種特別地域に区分する。

ア 特別保護地区 (692ha)

現況の絶対保護を原則とし, 別に定める公園計画による利用施設以外は一切の人工を排除する。公園計画で決定された道路その他利用施設についても, 設計, 施工に際しては慎重に検討を加え, 自然環境の改変を最小限度にとどめるよう努める。

イ 第 1 種特別地域 (1,155ha)

本公園の核心的な景観を示すものであるから, 極力その保護をはかることとし, 原則として, 別に定める公園計画による利用施設のほかは人工を排除する。

ウ 第 2 種特別地域 (4,708ha)

第 1 種特別地域に次いで重要な地域であり, 努めて現景観の保護を図るものとする。

エ 第 3 種特別地域 (8,834ha)

第 1 種及び第 2 種特別地域より景観保護上の重要性は劣るが, 地形上一体ならず地域であり, 風致維持及び利用上の見地から, 公園区域に編入するものである。特に風致上重大な影響を及ぼすと思われる顕著な行為を規制し, 通常の産業行為は原則として許容するものとする。

2 風致・景観の管理に関する事項

(1) 許可・届出等取扱方針

- ・ 「国定公園における許可・届出事務取扱要領」によるものとする。
- ・ 許可申請の許可の適否の審査に当たっては, 自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準によるものとする。
- ・ 許可基準の解釈及び運用に当たっては, 「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成 12 年 8 月 7 日付け環自計第 171 号・環自国第 448-1 号)において定められた細部解釈及び運用方法によるものとする。

(2) 個別の取扱方針

次表の取扱方針によって運用するものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	建築物が周辺の自然景観や人文景観を損なうことがないよう以下の点に留意する。 ① 外観意匠 ア 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き, 切妻, 寄棟若しくは入母屋型の勾配屋根とする。 イ 屋根の色彩

	<p>こげ茶色、黒色又は灰色を基調とし、銅板葺も認めるものとする。</p> <p>ウ 壁面の色彩 茶系統若しくはグレー系、ベージュ系統色とする。</p> <p>② 修景緑化 各種行為によって生じた裸地は、公園の風致、景観を損なうことがないように以下の点に留意のうえ、速やかに修景緑化を行うよう行為者を指導する。</p> <p>ア 支障木の移植 工事に当たっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむを得ず支障木が生じる場合には、極力これを移植するものとする。</p> <p>イ 裸地の緑化 工事に伴いやむを得ず生じた裸地や、現在裸地になっている場合については、土地利用上、また防災上特に支障のない限り、樹木により緑化する。</p> <p>ウ 緑化に使用する草本類 急な法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則として郷土産の種類によるものとする。</p> <p>エ 緑化に使用する樹種等 敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては、できるだけ郷土産の種類による緑化を行うよう行為者を指導していく。</p>
(2) 道路	<p>主要展望地等からの景観を著しく損なうことがないように、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>① 法面等の処理 擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化する。この場合、法面の安定のための法砕工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。 通常緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。 なお、緑化植物については、1の(1)の②による。</p> <p>② 交通安全柵 その周辺の風致、景観との調和を図る上で、極力ガードケーブルを使用する。また、支柱等の色彩については、基本的にこげ茶色又は灰色とし、現況に応じた色彩とする。</p> <p>③ 落石防護柵 亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色若しくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>④ 擁壁 その周辺の風致、景観との調和を図る上で、極力自然石若しくは自然石を模した表面仕上げとする。</p> <p>⑤ 残土 原則として公園区域外に搬出する。</p> <p>⑥ 跡地整理 工事に伴い生じた道路沿いの空地等については、退避所等に活用される場合を除き速やかに修景緑化を図る。</p>
(3) 電柱、鉄塔、アンテナ	<p>新設の場合、事前にその必要性、場所の選定、景観上の支障等について十分な検討を行う。</p> <p>① 電柱 ア 色彩</p>

	<p>建替については、路線上の他の電柱との統一を図る。路線の新設の場合、コンクリート柱はそのままの色、鋼管柱、鋼板柱は亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>イ 共架 原則として電力線と電話線の共架を図る。</p> <p>ウ 地下埋設 景観保護上重要な場所の新設については地下埋設を行う。</p> <p>エ 広告物 営業広告物は認めない。</p> <p>② 鉄塔、アンテナ 新設の場合、こげ茶色又は灰色を原則とする。 航空障害対策は、極力塗色ではなく、標識灯の設置によることとする。 既設のものについては、塗り替え等の機会をとらえ改善を要請する。</p>
(4) 砂防、治山施設	<p>新設の場合は、事前にその必要性、景観上の支障、公園利用動線への影響等を十分検討する。 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石又は自然石を模した表面仕上げとするほか、落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色若しくはこげ茶色に塗装する。</p>
2 木竹の伐採	<p>保全対象となっている森林の樹木については、原則として伐採を認めない。また、保全対象の周辺の森林については、保全対象に影響が及ぼさないよう配慮する。</p>
3 土石の採取	<p>公園区域内の新規採取は認めない。ただし、公園指定以前から生業として行われてきたものについては次のとおり取扱うものとする。</p> <p>a 3年を限度として更新手続を行う。</p> <p>b 採取に当たっては採取量等を必要最小限にとどめ、主たる山稜線を分断しない。</p> <p>c 採取地周辺はマツ等により緑化する。</p> <p>d 近い将来、終掘させる方向で指導する。</p>
4 広告物の設置	<p>公園の風致及び快適な利用環境を守るため、違法な野立広告物の追放を図るほか、営業表示、誘導標識等の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>① 施設敷地内において施設名、営業内容等を表示する広告物</p> <p>ア 表示面積 2㎡以内とする。</p> <p>イ 高さ 5m以下とする。</p> <p>ウ 色彩 地は茶系色、文字は白色を基調とする。</p> <p>エ 照明 広告物に照明を使う場合、動光、点滅を伴うことのない白色系の光とする。</p> <p>② 誘導標識・地区案内板</p> <p>ア 表示面積 複数の誘導標識が設置される場合は、極力統合を図る。この場合案内先1件分につき0.5㎡以下、合計5㎡以内とする。地区案内板については、10㎡以下とする。</p> <p>イ 高さ 5m以下とする。</p> <p>ウ 色彩 誘導標識の地色はこげ茶色、文字は白色を基調とする。</p>

	<p>エ 照明 広告物に照明を使う場合、動光、点滅を伴わず白色系の光とする。</p> <p>③ その他の看板類 建築物の外壁に掲出する看板類の表示面積、高さ、色彩、照明については、①及び②に準ずるものとし、風致上支障のないよう配慮する。 また、道路沿いに乱立する営業用ののぼり、簡易看板等を排除する。</p>
--	---

3 地域の開発・整備に関する事項

(1) 地域の開発と利用のあり方について

地域の開発と整備にあたっては、極力自然環境との調和を図っていく。

(2) 一般公共事業との調整

前年度中に行われる公共事業の事前調整でその概要を把握し、特に調整の必要があるものについては、できるだけ早い時期より関係機関との調整を図る。

その他、年度途中において計画される事業であっても、できるだけ早い時期に調整が図られるように関係機関を指導する。

4 土地及び事業実施の管理に関する事項

公園施設は、国定公園利用上不可欠な施設であることから、安全で快適な利用が推進されるよう、施設の安全点検や清掃に努めるとともに風致の保護上支障のないよう適切な管理を行う。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 公園利用者が、自然のしくみや、自然環境の保全の重要性の理解を深めるよう、自然教育活動などを行うものとする。

(2) 適正な公園利用と自然環境の保護を図るため、土地管理者及び関係機関が協力して次のような利用者の誘導及び規制を行うものとする。

ア ゴミの散乱及び山火事等を防止する観点から、野営場以外での野営禁止及び花火の使用について適切な指導を行うものとする。

イ 植物保護の観点から、盗採防止について指導するものとする。

ウ 駐車場等における立ち売り、客引き行為等は公園利用の適正な管理を阻害することから、行わないよう指導するものとする。

(3) 利用地点の危険な箇所については、関係行政機関が協力して注意標識や安全施設を設けるなど利用者の安全確保が図られるようするものとする。